

健康保険事業に関する懇談会の開催について

全国健康保険協会設立後の支部の評議会を見据え、本年度から全都道府県社会保険事務局において、事業主、被保険者及び学識経験者の参画による、健康保険事業に関する懇談会の開催を進めているところ。

■懇談会の開催状況

6月:21事務局 7月:11事務局 8月:10事務局 9月:5事務局(予定)

■懇談会における議論の状況

○懇談会においては、社会保険事務局によって差異はあるものの、協会設立後の状況も見据え、健康保険事業の在り方等をめぐって様々なご意見をいただいております。主な議論を整理すると以下のとおり。

- ・事業主、被保険者の立場から意見を言える場が設けられたことを評価
- ・都道府県別保険料率の設定に向けて対策が必要
- ・地域の特性を踏まえた保健事業の展開や、保健事業に対する事業主の理解が必要
- ・医療費の高低の要因など、地域の医療費の分析が必要
- ・医療提供体制の在り方が重要であり、これに対してどのように関与していくか
- ・被保険者等の利便性の確保という観点から窓口体制をどのようにしていくか
- ・現金給付の支払いまでの期間の短縮や医療費通知の在り方などサービスをどのようにしていくか
- ・被保険者に対するわかりやすい広報や都道府県別保険料率導入に向けた周知など広報をどのようにしていくか
- ・健康保険委員はどのような役割を果たしていくべきか 等

■懇談会における議論の位置づけ

○大部分の社会保険事務局においては懇談会の第1回目を終えたところであるが、懇談会における議論の位置づけをめぐり、今後、どのようなテーマで議論していくべきか、懇談会での議論が今後の事業にどのように反映されるかといったご意見もいただいております。今後、懇談会におけるご意見を設立委員会にも、フィードバックさせていただき、保健事業など平成20年度の事業計画の策定に当たっての議論の参考としていくこととしてはどうか。